

○市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則

平成28年1月5日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会貢献に係る分野)

第2条 条例第2条並びに第4条第1項及び同項第9号の規則で定める分野は、別表第1に掲げる分野とする。

(規約等の記載事項)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 団体を構成する者の資格の得喪に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 会議に関する事項
- (5) 事業年度

(交付対象となる経費)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める経費は、別表第2に掲げる経費とする。

[一部改正平成29年規則第4号]

(申請書等の様式)

第5条 条例第6条の申請書は、市川市市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1号の団体概要調書は、市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）とする。

3 条例第6条第3号の補助金の申請に係る事業の計画書は、市川市市民活動

団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）とする。

4 条例第6条第4号の収支予算書は、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）とする。

（補助金交付可否決定通知書の様式等）

第6条 条例第8条第4項及び第5項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付可否決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第8条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長が定める場所において一般の閲覧に供する方法

(2) インターネットの利用

（申請の取下げ申出書の様式等）

第7条 条例第9条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、市川市市民活動団体事業補助金交付申請取下げ申出書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（補助決定事業の中止又は廃止の承認申請書の様式等）

第8条 補助決定団体は、条例第10条第1項の規定により補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、市川市市民活動団体事業補助金軽微変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。

3 条例第10条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事情変更による決定取消通知書の様式）

第9条 条例第11条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

(状況報告書の様式等)

第10条 条例第13条の規定による補助決定事業の遂行状況の報告は、市川市市民活動団体事業補助金遂行状況報告書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 条例第15条第1項に規定する実績報告書は、市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書(様式第12号)とし、同項の規定により添付する書類は、市川市市民活動団体事業補助金収支決算書(様式第13号)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)を支出したことを証する書類とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第15条第2項の規定による公表について準用する。

(補助金額確定通知書の様式)

第12条 条例第16条の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金額確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第13条 条例第17条第1項に規定する請求書は、条例第16条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときにあつては市川市市民活動団体事業補助金交付請求書(様式第15号)と、条例第17条第2項の規定により概算払いによる補助金の交付を受けようとするときにあつては市川市市民活動団体事業補助金概算払交付請求書(様式第16号)とする。

(決定取消通知書の様式)

第14条 第9条の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知について準用する。

(市川市市民活動団体事業補助金審査会の組織及び運営)

第15条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

- 4 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。
- 8 部会は、委員のうちから議長が指名する者をもって構成し、部会を構成する委員の数は、おおむね5人とする。
- 9 部会に長1人を置き、当該部会を構成する委員のうちから互選する。
- 10 部会は、これを構成する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

（事業の継続）

第16条 市民活動団体は、3年間継続して補助対象事業を実施するよう努めるものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年1月5日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 補助金の交付の申請、補助金交付決定又は補助金の交付をしない旨の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第9条まで及び第15条の規定の例により行うことができ

る。

(市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則の廃止等)

- 3 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則(平成17年規則第1号)は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 5 廃止前の規則第6条及び第11条並びに様式第14号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 6 廃止前の規則第10条及び第12条並びに様式第13号の規定は、平成28年4月1日から同年5月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年1月24日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を目的として行われる分野
- (2) 社会教育の推進を目的として行われる分野
- (3) まちづくりの推進を目的として行われる分野
- (4) 観光の振興を目的として行われる分野
- (5) 農業又は水産業の振興を目的として行われる分野
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を目的として行われる分野
- (7) 環境の保全を目的として行われる分野
- (8) 災害救援活動を目的として行われる分野
- (9) 地域の安全の確保を目的として行われる分野
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を目的として行われる分野
- (11) 国際協力を目的として行われる分野
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を目的として行われる分野
- (13) 子どもの健全育成を目的として行われる分野
- (14) 情報化社会の発展を目的として行われる分野
- (15) 科学技術の振興を目的として行われる分野
- (16) 経済活動の活性化を目的として行われる分野
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援を目的として行われる分野
- (18) 消費者の保護を目的として行われる分野
- (19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援を目的として行われる分野
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

別表第2（第4条関係）

経費の項目	補助対象経費	備考
報償費	(1) 講演会、講習会、研究会等を行う場合における当該講演会、講習会、研究会等の講師（以下この表において「講師」という。）に対する報酬、謝礼等 (2) 臨時に必要となる専門的な技能、知識等を有する者（以下この表において「専門員」という。）に対する報酬、謝礼等	(1) 講師又は専門員が補助資格団体の構成員である場合の当該講師又は専門員に対する報酬、謝礼等を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる報酬、謝礼等を除く。 (3) 1人1回当たり5万円を限度とする。
交通費	(1) 交通費の実費相当額 (2) 補助対象事業の実施に不可欠な自動車等の駐車料金 (3) 公共交通機関がない場合又は公共交通機関を使用するよりも明らかに経済的である場合において使用するタクシー等公共交通機関以外の運賃	事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる交通費の実費相当額を除く。
消耗品費	単価1万円未満の物品、材料等の購入に要する費用	(1) 補助対象事業の参加者に対するメダルその他の記念品の購入に要する費用を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する物品、材料等の購入に要する費用を除く。
印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用	(1) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用を除く。 (2) 補助対象事業に要す

		<p>る経費の総額の2割に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。</p>
通信運搬費	通知、資材等の送付等に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため行う通知、資材等の送付等に要する費用を除く。
保険料	補助対象事業の実施に伴う傷害又は損害を対象とする賠償保険の加入に要する費用	
使用料及び賃借料	会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料（当該車両の借上げに伴う燃料費で市長が必要と認めるものを含む。）	<p>(1) 会場等並びに車両及び機材の所有者が補助資格団体若しくはその構成員又は補助資格団体の関連団体である場合の当該会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。</p> <p>(2) 事前の打合せ、練習その他準備のため負担する会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。</p> <p>(3) 市長が会場等の使用料の減額をした場合の当該使用料を除く。</p>
原材料費	物品の生産に係る原材料の購入に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため負担する物品の生産に係る原材料の購入に要する費用を除く。
その他の経費	その他審査会による審査の結果を踏まえ市長が補助対象事業の実施	

	に必要と認めた費用	
--	-----------	--

備考 条例第5条第2項に規定する3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業に係る補助対象経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに原材料費については、直近3回の補助対象事業の実績その他の状況を勘案して審査会による審査の結果を踏まえ市長が特に必要と認めたものに限るものとする。

市川市市民活動団体事業補助金交付申請書

年 月 日

市川市長

団 体 名
代 表 者 名
所 在 地

市川市市民活動団体事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の概要
(補助対象事業の目的、内容及び効果、解決される課題等が分かるように記載してください。
別紙添付可。)
- 3 申請に係る補助対象事業の申請回数
(該当する回数に○を付けてください。) 1回 / 2回 / 3回 / 4回以上
- 4 補助対象事業費総額 _____ 円
- 5 補助対象経費総額 _____ 円
- 6 交付申請額 _____ 円
- 7 添付書類
 - (1) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）
 - (2) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）
 - (3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）
 - (4) 規約、会則、定款等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

1 団体の概要

団 体 名			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	〒 ー 市川市 【 専用事務所 ・ 住居と兼用 ・ その他（ ） 】		
その他事務所の所在地			
規約等に記載される活動の分野 主分野1つに◎ その他分野に○	<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 4 観光の振興 <input type="checkbox"/> 5 農業又は水産業の振興 <input type="checkbox"/> 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 7 環境の保全 <input type="checkbox"/> 8 災害救援活動 <input type="checkbox"/> 9 地域の安全の確保 <input type="checkbox"/> 10 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 11 国際協力 <input type="checkbox"/> 12 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 13 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 14 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 15 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 16 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援 <input type="checkbox"/> 18 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援 <input type="checkbox"/> 20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野		
設 立 年 月 日		会 員 数	名（ 年 月現在）
ホームページ		E - m a i l	
会報等の発行	有（ 回 発行） ・ 無		
団体の活動目的 団体の活動目的を簡潔明瞭に記載してください。	(注) 団体の定款や規約の活動目的に「社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）」のことが定められていますか。（ はい ・ いいえ ）		

市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書

<p>補助対象事業 の名称</p>																																									
<p>補助対象事業が該 当する分野 (該当分野に✓)</p>	<table border="1"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>1 保健、医療又は福祉の増進</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>2 社会教育の推進</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>3 まちづくりの推進</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>4 観光の振興</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>5 農業又は水産業の振興</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>7 環境の保全</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>8 災害救援活動</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>9 地域の安全の確保</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>10 人権の擁護又は平和の推進</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>11 国際協力</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>12 男女共同参画社会の形成の促進</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>13 子どもの健全育成</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>14 情報化社会の発展</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>15 科学技術の振興</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>16 経済活動の活性化</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>18 消費者の保護</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	1 保健、医療又は福祉の増進	<input type="checkbox"/>	2 社会教育の推進	<input type="checkbox"/>	3 まちづくりの推進	<input type="checkbox"/>	4 観光の振興	<input type="checkbox"/>	5 農業又は水産業の振興	<input type="checkbox"/>	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	<input type="checkbox"/>	7 環境の保全	<input type="checkbox"/>	8 災害救援活動	<input type="checkbox"/>	9 地域の安全の確保	<input type="checkbox"/>	10 人権の擁護又は平和の推進	<input type="checkbox"/>	11 国際協力	<input type="checkbox"/>	12 男女共同参画社会の形成の促進	<input type="checkbox"/>	13 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/>	14 情報化社会の発展	<input type="checkbox"/>	15 科学技術の振興	<input type="checkbox"/>	16 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/>	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援	<input type="checkbox"/>	18 消費者の保護	<input type="checkbox"/>	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援	<input type="checkbox"/>	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野
<input type="checkbox"/>	1 保健、医療又は福祉の増進																																								
<input type="checkbox"/>	2 社会教育の推進																																								
<input type="checkbox"/>	3 まちづくりの推進																																								
<input type="checkbox"/>	4 観光の振興																																								
<input type="checkbox"/>	5 農業又は水産業の振興																																								
<input type="checkbox"/>	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興																																								
<input type="checkbox"/>	7 環境の保全																																								
<input type="checkbox"/>	8 災害救援活動																																								
<input type="checkbox"/>	9 地域の安全の確保																																								
<input type="checkbox"/>	10 人権の擁護又は平和の推進																																								
<input type="checkbox"/>	11 国際協力																																								
<input type="checkbox"/>	12 男女共同参画社会の形成の促進																																								
<input type="checkbox"/>	13 子どもの健全育成																																								
<input type="checkbox"/>	14 情報化社会の発展																																								
<input type="checkbox"/>	15 科学技術の振興																																								
<input type="checkbox"/>	16 経済活動の活性化																																								
<input type="checkbox"/>	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援																																								
<input type="checkbox"/>	18 消費者の保護																																								
<input type="checkbox"/>	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援																																								
<input type="checkbox"/>	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野																																								
<p>解決したい地域課 題は何ですか</p>																																									
<p>地域課題により困 っている人は誰で すか</p>																																									
<p>事業を行う目的は 何ですか</p>																																									
<p>事業の実施方法 (該当するものに○、例 示以外は具体的に記載)</p>	<p>講演会 セミナー 講座 研修会 ワークショップ 交流会 大会開催 発表会 コンサート 訓練・養成 体験学習 フェスティバル 保全活動</p> <p>その他：</p>																																								
<p>事業の主体 (該当するものに○)</p>	<p>当該団体 / 市の他課 / 他の団体 / その他 ()</p> <p>上記に関する補足</p>																																								

改善状況	審査会からの指摘事項（以前に指摘があった場合は改善策を必ず記入すること） 指摘なし / 指摘あり 改善策	
事業内容	事業の <u>対象者</u> は誰ですか	（参加想定人数 人）
	事業はいつ行 いますか	
	事業は <u>どこで</u> 行いますか	
	事業を <u>どのよ</u> <u>う</u> に行います か （事業の内容 を具体的に記 載してくださ い。）	
	外部講師等へ の依頼はあり ますか	なし / あり （参加する市民の人数 人）

	(時期)	(やること)	(担当人数)
準備スケジュール (別紙添付可)	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
広報の計画 及び方法	※ 広く市民の参加を呼び掛けるための具体的な広報の計画及び方法を記載してください。 1 広報の計画 (別紙添付可) 2 広報の方法 <input type="checkbox"/> インターネットを活用した情報発信 (ボランティア・NPOWeb、ホームページ、Facebook、 ツイッター等) <input type="checkbox"/> フリーペーパーへの掲載 <input type="checkbox"/> 広報いちかわ(市民の広場)に掲載 公民館等の公共施設へのポスターの掲示、チラシの配布等 <input type="checkbox"/> その他 ()		

市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書

1 【収入】

(単位：円)

項目	金額	説明（積算等）
事業収入		
寄附金収入		
補助金収入		市川市市民活動団体事業補助金
その他 (助成金等)		
会費充当		団体の本会計より充当
合計		

2 【支出】

(単位：円)

項目	支出金額	うち補助対象金額	説明（積算等）
報償費			
交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
保険料			
使用料 及び賃借料			
原材料費			
合計			

備考

- 1 補助金の交付対象となる事業に要する経費を記載してください。
- 2 市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書（様式第11号）を提出する際、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支決算書（様式第12号）とともに領収書を添付する必要があります。

様式第5号（第6条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日

団体名

（団体番号 ）

代表者名

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市市民活動団体事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。

補助金交付決定額 _____ 円

2 交付しません。

（理由）

（教示）

様式第6号（第7条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日

市川市長

団 体 名
（団体番号 ）
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付で交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げたいので申し出ます。

記

取り下げる理由

様式第7号（第8条関係）

市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

市川市長

団 体 名
（団体番号 ）
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 補助決定事業の名称
- 2 （中止・廃止）の理由

様式第8号（第8条関係）

市川市市民活動団体事業補助金軽微変更届出書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動
団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の軽微な変更をし
たいので届け出ます。

記

- 1 補助決定事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第 9 号（第 8 条関係）

市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認可否決定通知書

年 月 日

団 体 名

（団体番号 ）

代表者名 様

市川市長

年 月 日付で申請のあった市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認します。

2 承認しません。

（理由）

（教示）

様式第10号（第9条、第14条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日

団体名

（団体番号 ）

代表者名

様

市川市長

年 月 日付けで交付決定をした市川市市民活動団体事業補助金について、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（第11条第1項及び第2項第号・第18条第1項第号）の規定により、下記のとおり（補助金交付決定の（全部・一部）の取消し・その内容の変更の決定・条件の変更の決定）をしましたので、通知します。

なお、交付を受けた市川市市民活動団体事業補助金があるときは、下記2記載の金額について、年 月 日までに返還してください。

記

1 補助金交付決定を取り消した内容

2 補助金交付決定取消額 _____ 円

3 補助金交付決定を取り消した理由

4 補助金交付決定を変更した内容

5 条件を変更した内容

（教示）

様式第11号（第10条関係）

市川市市民活動団体事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

市川市長

団 体 名
（団体番号 ）
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の遂行状況を報告します。

記

報告事項（別紙添付可）

市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書

年 月 日

市川市長

団体名
(団体番号)
代表者名
所在地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、
下記のとおり補助決定事業を完了したので、報告します。

記

報告事項

(1) 補助決定事業費総額	円
(2) 補助対象経費総額	円
(3) 補助金交付決定額	円
(4) 補助金交付概算払額	円

(5) 実施報告

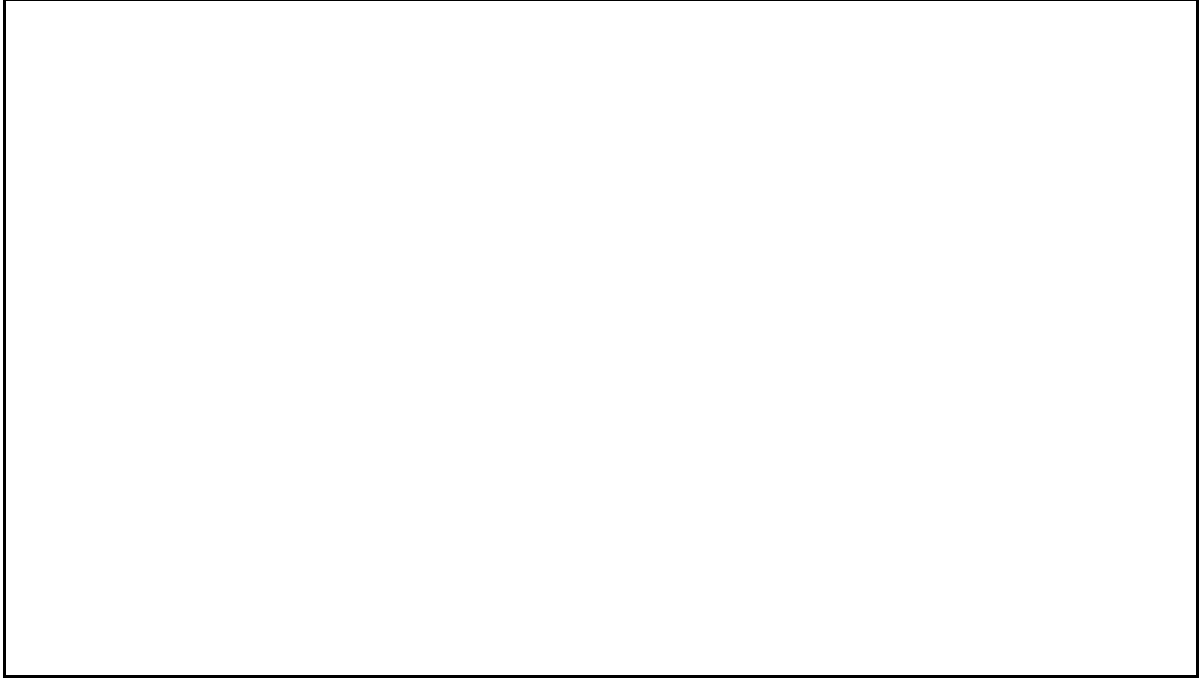
補助決定事業の名称	
補助決定事業の実施内容 (計画に照らした事業の実施結果を記載してください。)	計画どおりにできたこと、できなかったこと等を具体的に記載してください。
広報の実施状況 (市民の参加を呼び掛けるために実施した広報等の実施状況を記載してください。)	
補助決定事業の成果 (課題をどのように解決することができたのかを記載してください。)	補助決定事業を実施したことによりどのようなメリットがあったのか、地域がどのように変わったのか等得ることができた成果を具体的に記載してください。
補助決定事業を実施したことにより把握した課題と改善策 (今後の方向性)	補助決定事業を実施したことによって、どのような課題を把握し、及び当該課題を解決するための改善策をどのように講じたのか記載してください。

(6) その他

※ 補助決定事業に係る活動の様子が分かる写真を2枚添付してください。

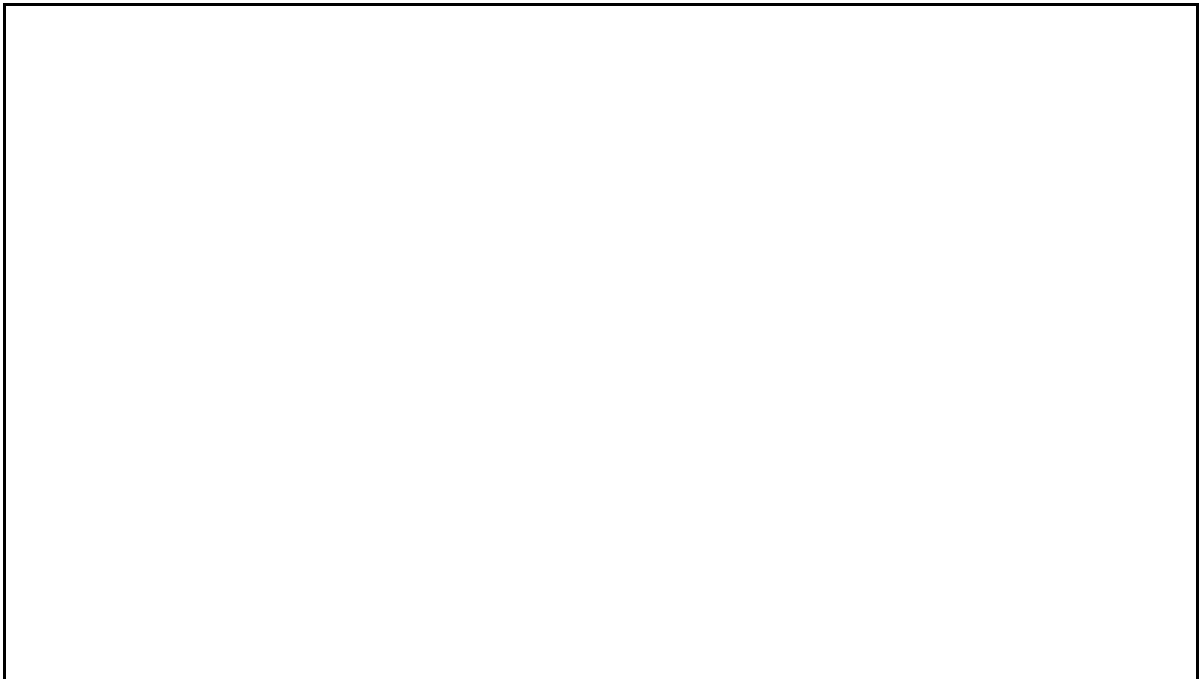
タイトル :

撮影年月日 :

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the attachment of two photographs showing activities related to the grant project.

タイトル :

撮影年月日 :

A second large, empty rectangular box with a black border, identical to the first one, for the attachment of a second photograph.

市川市市民活動団体事業補助金収支決算書

補助決定事業の名称：

1【収 入】

項 目	金 額	説 明（積算等）
事業収入		
寄附金収入		
補助金収入		
その他 （助成金等）		
会費充当		団体の本会計より充当
合 計		

2【支 出】

項 目	支出金額	うち補助対象金額	説 明（積算等）
報償費			外部講師等の招へい あり／なし
交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
保険料			
使用料及び賃借料			
原材料費			
合 計			

※ 領収書（原本）を添付してください。

様式第14号（第12条関係）

市川市市民活動団体事業補助金額確定通知書

年 月 日

団体名

（団体番号 ）

代表者名

様

市川市長

年 月 日付けで実績報告のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、既にその額を超える市川市市民活動団体事業補助金が交付されている場合は、下記4記載の金額を 年 月 日までに返還してください。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金概算払額 _____ 円

3 補助金交付確定額 _____ 円

4 補助金精算額 _____ 円

（教示）

市川市市民活動団体事業補助金交付請求書

年 月 日

市川市長

団 体 名
 (団体番号)
 代表者名
 所 在 地

年 月 日付けで額の確定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり請求をします。

記

請求額 _____ 円

上記金額について、次のとおり口座振込みを依頼します。

振込先は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）又はゆうちょ銀行（郵便局）のいずれか1つを選んで記載してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	金融機関コード	金 融 機 関 名			店番号	支 店 名						
		<table border="1"> <tr><td>銀行</td></tr> <tr><td>金庫</td></tr> <tr><td>組合</td></tr> </table>			銀行	金庫	組合		<table border="1"> <tr><td>本・支店</td></tr> <tr><td>本・支所</td></tr> <tr><td>出張所</td></tr> </table>	本・支店	本・支所	出張所
	銀行											
	金庫											
組合												
本・支店												
本・支所												
出張所												
預金種類	口座番号 (右詰めでお書きください。)		口 座 名 義 (上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください。)									
<table border="1"> <tr><td>普通・総合</td></tr> <tr><td>当 座</td></tr> </table>	普通・総合	当 座			(カタカナ)							
普通・総合												
当 座												
			(漢字)									

ゆうちょ銀行 (郵便局) ※ 貯蓄貯金への振込みはできません。	金融機関コード	店番	口座番号 (右詰めでお書きください。)	※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、必ず振込用の「店番」及び「口座番号」を確認の上、ご記入ください。
	9 9 0 0			
	預金種目	口 座 名 義 (上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください。)		
	普通	(カタカナ)		※団体番号
		(漢字)		

--

市川市市民活動団体事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

市川市長

団体名
(団体番号)
代表者名
所在地

年 月 日付で交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり概算払の請求をします。

記

請求額 _____ 円

上記金額について、次のとおり口座振込みを依頼します。

振込先は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)又はゆうちょ銀行(郵便局)のいずれか1つを選んで記載してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	金融機関コード	金融機関名			店番号	支店名						
		<table border="1"> <tr><td>銀行</td></tr> <tr><td>金庫</td></tr> <tr><td>組合</td></tr> </table>			銀行	金庫	組合		<table border="1"> <tr><td>本・支店</td></tr> <tr><td>本・支所</td></tr> <tr><td>出張所</td></tr> </table>	本・支店	本・支所	出張所
	銀行											
	金庫											
組合												
本・支店												
本・支所												
出張所												
預金種類	口座番号(右詰めでお書きください。)	口座名義(上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください。)										
<table border="1"> <tr><td>普通・総合</td></tr> <tr><td>当座</td></tr> </table>	普通・総合	当座		(カタカナ)								
普通・総合												
当座												
		(漢字)										

ゆうちょ銀行(郵便局) ※貯蓄貯金への振込みはできません。	金融機関コード	店番	口座番号(右詰めでお書きください。)	※ゆうちょ銀行を選択された場合は、必ず振込用の「店番」及び「口座番号」を確認の上、ご記入ください。
	9 9 0 0			
	預金種目	口座名義(上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください。)		
	普通	(カタカナ)		※団体番号
		(漢字)		

団体番号入力欄